

浪岡地区の住所表記について

1 背景

令和 3 年 3 月 31 日を以て、浪岡地域自治区が終了するにあたり、令和元年 7 月 31 日に浪岡自治区地域協議会から意見書が提出され、この中で浪岡地区の現在の住所表記は、すでに住民に定着し、深い愛着があるものであり、住所表記の変更に伴う手続きに係る負担を考慮すれば、自治区終了後も、現状の「青森市浪岡」の住所表記を維持してほしいという要望があった。また、平成 25 年度に実施した「浪岡地区住民アンケート調査」においても、「浪岡」を残すという回答は、過半数であった。

2 変更する理由

現在の浪岡地区の住所は、「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）の住居表示に関する特例に基づき、地域自治区の名称「浪岡」を表記している。

このため、地域自治区の設置期間満了後は、下記のとおり「浪岡」が表記されなくなる。

(現在) ①青森市 浪岡 大字 浪岡 字 稲村 101-1
 ②青森市 浪岡 大字 女鹿沢 字 野尻 2-3

(満了後) ①青森市 大字 浪岡 字 稲村 101-1
 ②青森市 大字 女鹿沢 字 野尻 2-3

よって、設置期間満了後も「浪岡」が表記され、これまでと同じ住所表記とするためには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定による「字の名称の変更について」の議案を議決し、告示することが必要である。

(告示後) ①青森市 浪岡 大字 浪岡 字 稲村 101-1
 ②青森市 浪岡 大字 女鹿沢 字 野尻 2-3

3 今後のスケジュール (案)

令和 2 年 1 1 月	下旬	令和 2 年第 4 回定例会に議案提出
令和 2 年 1 2 月	下旬	議決後告示
令和 3 年	1 月 ~	市民への周知
令和 3 年	3 月 3 1 日	浪岡地域自治区の設置期間終了
令和 3 年	4 月 1 日	告示による住所表記の効力発生

(参考) 関連する法令及び例規

■青森市及び南津軽郡浪岡町の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書(平成 16 年 10 月 26 日)抜粋

(名称)

第二条 地域自治区の名称は、浪岡とする。

その後、浪岡自治区の設置期間は延長され、令和 3 年 3 月 31 日までとなっている。

■市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年 3 月 29 日法律第 6 号)「旧合併特例法」
(住居表示に関する特例) 抜粋

第五条の七 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第五条の五第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

■地方自治法抜粋

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。